

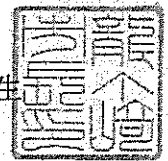


龍ヶ崎市告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、龍ヶ崎・牛久都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同法第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年12月26日

龍ヶ崎市長 中山 一生



1 都市計画の種類

街区公園（2・2・002号 にぎわい広場）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

龍ヶ崎市字寺後，字上町の各一部

削除する部分

龍ヶ崎市字横町の一部

3 縦覧場所

龍ヶ崎市役所都市環境部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画公園の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画公園中 2・2・002号 横町児童公園を 2・2・002号 にぎわい広場に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・002	にぎわい広場	龍ヶ崎市字寺後， 字上町 の各一部	約 0.52ha	名称と区域 の変更

「区域は計画図表示のとおり」

【変更の理由】

本公園については、人が集うなどのにぎわいの創出と地区の防災機能も有した公園として、平成21年から22年にかけて整備を行い、平成23年5月、都市公園法上では、「横町児童公園」を廃止し、新たに「にぎわい広場」として供用を開始した。

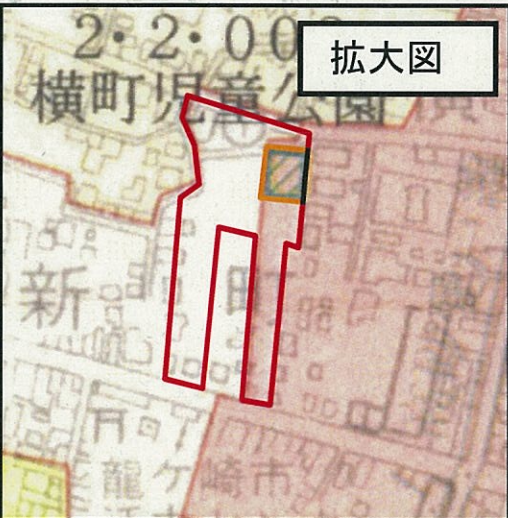
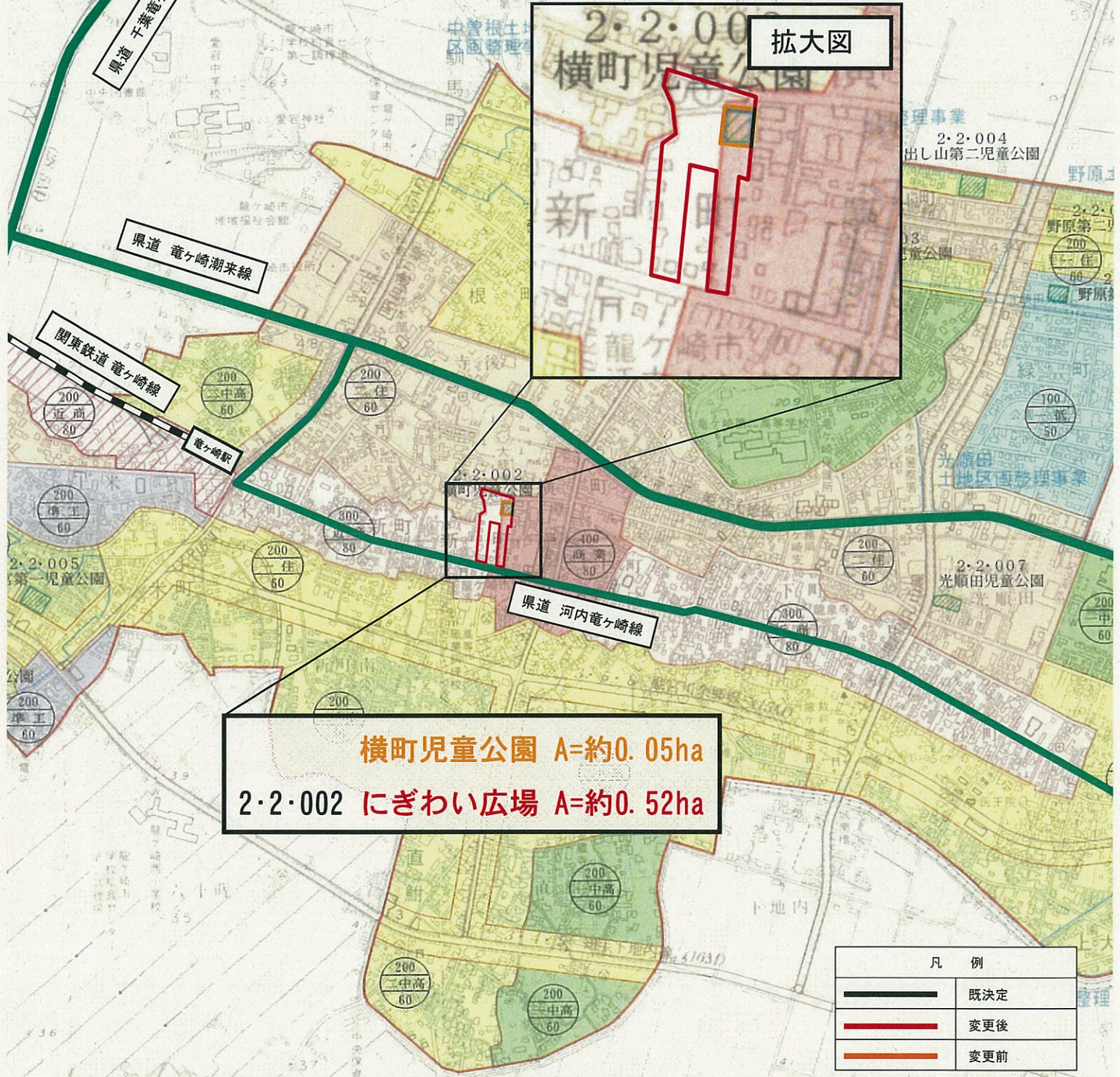
しかしながら、都市計画法上では横町児童公園が都市計画施設として残っている状況にあるため、都市計画法と都市公園法の位置付けの整合を図るため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。

新 旧 対 照 表

2・2・002号 にぎわい広場

	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
新	街 区 公 園	2・2・002	にぎわい広場	龍ヶ崎市字寺後 字上町 の各一部	約0.52ha	名称と区域の 変更
旧	児 童 公 園	2・2・002	横町児童公園	龍ヶ崎市字横町	約0.05ha	

竜ヶ崎・牛久都市計画公園の変更
(龍ヶ崎市決定)



横町児童公園 A=約0.05ha
2・2・002 にぎわい広場 A=約0.52ha

凡 例	
	既定
	変更後
	変更前

【変更理由】

本公園については、人が集うなどのにぎわいの創出と地区の防災機能も有した公園として、平成21年から22年にかけて整備を行い、平成23年5月、都市公園法上では、「横町児童公園」を廃止し、新たに「にぎわい広場」として供用を開始した。

しかしながら、都市計画法上では横町児童公園が都市計画施設として残っている状況にあるため、都市計画法と都市公園法の位置付けの整合を図るため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。